に

極めて顕著である。

明治後期における実業教育の 展 開

日本の近代的な学校教育体系は、

明治政府が政治支配を強化するにともなつて整備されていつた。

そのために西欧文明

時 野

谷

勝

的意味をもつものが多かつた。 や当時の民衆の生活が、依然として封建的な農村社会の伝統を某幹として展開されていたために、この現象は一層著しく現われる わらず、 て中等以下の実業学校が全国的に開設されるようになつた。そのばあいでも政府が近代工業の工員養成の学校を奨励したにもかか ことになった。 て近代的・西欧的な学校教育制度と、それに対する一般民衆の適応のしかたとの間には、多くの摩擦と乖離とがみられた。まして の輸入を急ぐ政府によつて、多くは高等の教育機関から設立に着手され、新時代の指導者層の養成に力を注ぐことになつた。 る。 政府は殖産興業政策の一環として、早く高等な実業教育機関の育成に努めたが、日清戦争前後の第一次産業革命以来、初め 現実には農学校が圧倒的に多数を占め、 実業教育の分野は、普通教育とならんで直接に民衆の生活と関係するだけに、このような点に多くの問題を含んで 一つの制度とそれの具体的な施設との間の背反は、その制度が先進文物の急速な移植によるばあい また小学校の教科課程が現実生活と遊離する傾向が強いのに対して、

それの補習

明 治政 府はその政治支配を確立する過程におい て、 近代

は西欧文化の積極的輸入のもとに、

いわゆる近代化をい しか

ち 代

L

明 治時

的学校教育体系を急速に整備していつた。

ゆる分野に少なからぬ混乱が起つたことは否定できない 早く成就しようと努めた過渡期であるだけに、 文化のあら

て強 立の過程におい ことに教育の部面は、 V 統制力を発揮するために、 て、 政 治当 般的にみて近代国家の権力機構 局 者が 国家目的 L かも半面また教育の問 0 実現をめ ż

113 (553)

強力であるか、 あろう。 師範教育などの展開におい ることができるであろう。 大きな特徴があると考えられる。 諸部門にわたつて、 ないしは支配者層を志向するものが主として関与するに止 を跡ずければ、 しかし その時代の歴史全体の推移を明瞭に看取す または国民 これらの部門は国家 知識 • ても、 もちろん普通教育 の小部分にすぎない支配者 技術の修得が重要視された点に それ故に実業教育の展開 同様のことがみられるで の政治的統制が 高等教育 極 めて

ある。

は極めて不備ではあるが、

そうした意図での一つの試論で

の重視にある。

即ち産業経済組織の根抵をなす生活行動

0

である。

さらにまた近代社会の教育の特徴の一

は実業教育

れたとみなければならないだけに、

かかる背反が一層顕著

思想に影響され、 というよりは、

ばならない現実の実施面の究明は相当に困難である。 0 る一助ともなりうるであろう。 らの諸要素が、 的文化と西欧的文化、 法規や制度の変遷だけでなく、 と農村、 V あるが、こうした観点から明治の実業教育 だろうか。 とがない。 受容する多数の国民の側の立場や意志が鋭敏に反映するこ まるという理由によつて、 研究は比較的容易であるが、 てとらえることができるならば、 生活技術と知識学問 これはあくまで相対的な比較の問題としてでは それだけ時代的背景がとらえにくい 互に反撥しまた融合している現実を理 封建的なものと近代的なも 実業教育の如くその教育制度 具体的に実施された姿にお 零細な史料を累積しなけ しかし実際には法規や制度 時代文化を構成するこれ その時代における伝 の歴史を、 のではない 本稿 都市 単に 礼 寸 を

育史の場合はそれが国内的条件に基盤をおいて展開された

多分に欧米先進国の教育制度ない

しは教育

国際的条件との相関関係において推進さ

には、 VC. 的

著し

V

・離背反が起りがちである。

そのうえ明治教

国民生活

のうちにい 乖

かに密着していくかということの間

題は

一般民衆の日常生活と密接に関連しているために、

か

、る混乱が典型的に起りうるわけである。

即ち政府

の法

制 か

それが現実

な措置による教育制度の整備ということと、

官営工場における技術伝習を出発点としているが、 明 治初期の実業教育は、 政府 0 殖産興業政策にもとづく 目前 0

民 識 礎的 とが て れただけ つた。 定できな 反映して、 れ たと P 層 B 技術 K な学理 指導的 急務とさ 第 刘 政 七条に 府 0 習 てもよ 0 まず欧米先進 の焦慮した な実務家 得 外 紹 れた V 等 ic 介 「専門学校 わ 主たる 、教師 以 ば た V 研究は め 7 上 阴 0) に、 殖 抜 カュ 0) 実業教 治 目 術者 招 b 国 産興業ない 八専門 十二年 標 聘 0 そ むしろ閑却 の近代文明の成果を による 啓 Ō が の養 育は l 蒙運 成果 お 九月 か 成 科 全く. 先 れ 動 しは農事改 を目的 0 進 されてい ノ学術ヲ授 0) もとづく 0 そ 国 教育 環とし とし 0) 0 半 最 た傾向 、ところ 移植 令 0) 面 高 良 たも 状態 広汎 て展 ク 水 0 K 潍 するこ w 政 の 所 t な国 開 を否 ごであ 0 M 0 策 基 あ ŀ ba 知 さ を

> 門学 学校 学 以 学校に IJ る ŧ て K = ŕ テ最 校上 属 作成し V 偶ス」という但ま「但シ農業学校 校 改正 雖 て削 ع 大学校 ス ナ = 七、 関 Ō IJ 並 教育令」 簡単 という但書を付 た する 除されたのであつた。 と規定 ンデ学 直接 F ス、 規 Ħ な条文があるだけ 師範学校 本 定 = 校類中 而 其 L の文部省草案 は 教育令草案」 シ 力ヲ現シ 工業学校 全く テ教 理 ノ要部 ï 申 な 育令 專門学校 てい Va 又社会 学 $\dot{+}$ つい ヲ 術 では、 たが、 K もつ 商業学校 ど、 是名 占 ラ生 は、 まし 4 で明治十三年 = とも文部 • 実業 職工学: 称 産 専門 ル ح 学校 ナ ÷ 力 れ マ 中 ヺ 外国 丰 Į は 学 = 起 関 校其 審 校 省 쑠 職 頗 サ 小 議 ス 語学校等 が 0 学 他 ル 工学校ヲ シ ル そ 0 0 種 下 闕 メ 4 校 過 類と 0 0) 典 大 種 程 実業 わ 前 車 ナ 中 V)

は直

され

たわけて 人中学の名

は

部 る 校

省を

校 下 K 制度 実務

諸民学校 ちに実現

廃

が列挙されて

V

が、①

ح

n 学

学 て 樹 技

校以外に工業学校

1業学校

通 規 治

弁学

な

は 立

応

中学

校の は至ら

種

一類とし たか

て、 た。

Œ

0 Ŧi.

上等

中学校 農業

をみるに

5

明

年

学 校

制 教

حَکّ 0

術

0

修

得が

急務であつて、

未だ体で

系的

な学 Ó

育

め

内務

省

大蔵

省などの管轄

下に、 ない。 称 商

工部大学 また一方工

農事

修学 はじ

(農学校)

銀行学

局などが開設さ

れ

たが、

ح 校

れら

は

V

ず

育令」 教育界も沈滞したので、 Ī 礼 改正に当つて、 たのさ れ、 ところ 専門 を専門学校に包括せしめ 学校 がその後松方財 農学校 0 つぎ k 明治十八年八月十二日 商 業学校 農学 政による経 校 職 商 工学校 済 業学 的 不 校 を 0 況 み 0 が た 教 追

加

7

め

Ŕ 3 修 属

と説明を加

Ź

7

V

たが、

ح

れ

が

元老院

0

審

識

K

な

頻繁

な制度の改変のうちに、

実業学校はい

くたび る。

か ζ

沈 如

7

V

か

0

削

除

ح

れ

くり返している。観念的には文部省も元老院も中等以下の

教育は暫らく学校教育の系列から除外されてしまつたので 実業学校の必要性を認めながら、 においてはこれが専門学校の中に吸収せられ、 もその設置を強く要求しなかつたために、 現実の社会情勢が必ずし 結局明治十年代 初歩の職業

できるであろう。

を急速に移植しようとする後進国の態度をうかがうことが

模範工場の建設と指導的技術者の育成とに重点が注が

いた事実と表裏一体の関係をなしている。

ある。

に対する認識は極めてあいまいであつたといわねばならぬ。 ある師範学校とであつて、少なくとも中等以下の実業学校 0 れたのは小学校から大学校に至る正系と、教員養成機関で 国家としての学校制度を移植しようとする場合、 にあつて、現実の職業教育は大部分徒弟制度と家庭内部で とに学校教育体系に組織づけられるのが通例である。 が多いが、 李徒弟制度による日常生活のうちの訓練に委ねられること て社会構成が基本的には江戸時代の延長であつた明治初期 訓練に放置され が んらい封建社会における職業教育は家族制度および年 近代国家の成立に至つてそれが国家的統制のも ていたのは当然である。 ただ政府が近代 重要視さ 従つ

> なお実業教育に関する統一的規定の制定をみるには至らな かつた。ただわずかに明治二十三年改正の「小学校令」に ついで明治十九年の一連の「学校令」制定に際 しても、

理農商などの各分科を設けることをえると規定して おいて徒弟学校および実業補習学校に関する条文を掲げ、 高等小学校において農科・商科・工科の専修科の設置を認 また「中学校令」においても、 高等中学校は法医工文 かつニ

方財政による深刻な不況、 にすぎない。しかしながら明治十年代の末から二十年代に 等・専門にわたる実業学校の系列が一応条文化されていた 商業等の専修科の設置を認め、各法令に分散して初等・中 十四年改正の「中学校令」では尋常中学校に農業・工業・ かけて、日本の産業経済界は激動の時期であつた。 明治二十三年の恐慌などによつ 即ち松

するようになつた点も、

この時期の政府の殖産興業政策が

核とする資本の蓄積が進み、

政府の富国強兵・殖産興業の

その半面国家資本を中

て各種の企業が大打撃を蒙つたが、

中等以上の実業教育につい

てのみ、

これを専門学校に配列

れ

とこに先進文化

116

現実的な充実とは必ずしも一致しない。

従来の封建的

な民

Ź,

主としてドイツの補習教育制度を紹介し、

日本でも職

0)

学校

0)

教科課程を補う実業補習学校を設置する必要性

も青少年が農工

商

0

殖産に従事しうるようにするため、

女子職業学校を開設すべきことを述べてい

また浜尾新

な政 業学校体系が整 試みに終つた 初期 実業教育施設の整備を推進する動きが現わ 代化政策の打撃をうけることが大であつただけに、 建農村として温存され 明 済界の発展によつて打撃をうけることが多かつた。 朴ではあるが実業教育への関心が高まり、 対応して農村経営や農民生活を改善しようとする努力も認 0 が先進文明を摂取する場合、 なつた。 つく一部特権的な企業を先頭とする近代化の現象が顕著に 治初期の文明 間 府 0 れる。そこに当然か に二極分解的な文化の落差が起るのが通 のと考えら 0) 制度の改変は所詮上からの西欧近代文化の移植的 殖産策と民衆のそ そして大多数の農民生活は、 0 に対 れる。 えられはじめたのは、 開化はその典型的な例証である。 して、 た当 か れらの生活の現実に根ざして、 蒔 ようやく後半期に入つ し制度の外 れに対する対 の農村 支配者と民衆、 が、 面 主として以上のよう むしろか 的 応 政府の西 な整備と施 0) れてくる。 緩慢ではあるが 関係 都 例であつて、 त्ता かる産業経 欧的 しか て真 にもとづ そ 後進 の実 明治 し封 礼 な近

素

な

とし

教育

17

校長)

衆の生活が、 ば あ に、 Va 甚だしく異質的な近代的外国文化を受容する ζ たの摩擦と抵抗とを惹起するのは当然であ

政策にもとづく保護奨励策の結果として、

政治権力と結び

Ξ

玉

る。

教育の概略を紹介し、 を発表 技術の発達にもとづくものであり、 二十年前後から政府官僚の中には西欧にならつて実業教育 て工業教育の確立に最も尽力した手島精 の振興を主張するものが多くなつた。 実業学校に関する統 こては、 の振興によると説き、 は、 Ļ 明治十九年に 小学校に手工 欧米諸国が開明富強の域に達しているの ついで日本における実業教育 一的 「実業教育 農業科を置き、 主としてフラ 規定はなかつたが、 の振 工業技術 例えば文部官僚とし ン 興」と題する かつ徒弟学校 スに (後の東京工業学 の発達は実業 すでに明治 おける実業 の構想 工業 一文

子弟は年齢十二三歳に到れば職工の徒弟となり商家の丁稚 す」と論じている。 児童の零細な労働力を家計補助的に必要とする貧窮家庭が K べ 学校の如きは亦其一に居り、最も簡便にして農商工の実業 芸学校整備して其効を完うするを得べし。 大部分であるから、 眼としている。 調したもので、 従来すでに相当の発達を遂げている中等の実業教育のほ 者に播及せしめ易く、 就中技芸教育に基かざるべからず。 寔に目下の急務にして固より其方法一にして足らずと雖 の農商工を拡張し、 て江戸時代以来の職人・丁稚の生活に放置されることが多 此輩をして成るべく右等の実業学校に入学せしむるを 初等の実業教育の普及発達が最も必要であることを強 復た遽かに望み難かるべし。」 幾分の賃銀を得て口糊を助くるを常とするが故 しか ことに低度の工業教育による工員養成を主 . か これらの所説は、 産を興し国を富するの道を講ずるは し当時の社会の実情は「従来実業者の 其実際に資し、 れらの技芸習得の機会は、 然り而して大中小 其補益太だ大なりと 殖産・富国のために、 というように、 而して実業補習 依然とし ,の技 Ą か

> ζ, 近代的 ・西的欧な学校教育体系は、 般民衆にとつて

業と学業とを両立させることがでぎると説き、

「方今本邦

にあつ 退者をだすありさまであつた。ましてやその教育効果に 学率は五〇%にも達せず、 治十七年の農村恐慌前後から上昇を阻止され、二十年の就 める実情にあつた。 府が学校教育を強制すれば、 との間に、 近代主義と、 容的には近代主義を標榜していた。 学校教育体系は、 V 価値を認めても、 信の念を拭い去ることができない。 な生活に拘束されている一般民衆は、 ても同様であつた。 無縁の存在と考えられることが多かつた。 て考えてみるならば、 ح のことはひとり実業教育のみでなく、 て注入された近代的な教科内容は、 あまりにも甚だしい断層がみられるために、 家庭における貧困な生活および伝統的な習俗 学校の教科課程にもり込まれた萠芽的な いうまでもなく制度的には機会均等、 例えば小学校学齢児童の就学率は、 明治初年以来、 学校という一応組織化された社会 そのうえ在学生からも多数 かえつて一層不信と抵抗を強 観念的には学校教育の しかしながら前近代的 小学校から大学に及ぶ 学校教育に対する不 少なくも卒業後 普通教育にお

政

+

明

数年を経過する間に、

個人生活の日常性とは無縁の存在

内

の所論も、かかる学校教育と現実生活との背反の通弊を指化してしまうのが一般ではなかつたろうか。さきの浜尾新

指摘し、 遇薫陶 学校の如き、 0 0 的 が てい b は日 学校に附設 校教育の補習として職業的な課程を規定してい 知 養 れ、 述べるところによれば、 た。 識 成 近代的な知識 嚯 が旧幕時代からなんら進歩し その設置・運営ともに地 日 0 K 応 譲 用 り 低度の実業教育に於ては按芸の練習を実際 かして実業教育について文部省参事官寺田 夜間 を指導するを以て足れりとす。 主としてかかる方針を取 らんと するものな 修業年限は三カ年以内、 教育は偏へ を利用してパ ・技術を具え、 に之に要する知識 かれは産業界の指導者のみ西 l 方自治体の自 1 その手足となるべき工員 • て V IJ ない 1 季節的 L, 現状 即ち実業補 苗 の伝授並 の授業が にまか る。 に、 0 欠陥 あるい 即ち小 「勇吉 され 認 にそ 0 境 欧 B

> ズ識 常小学校を卒業するもの 育目的につい 係 D_® に進学するものは少数であ これにつぎ、 開 現場の要員を養成するにあつたことが 相はじめ文部官僚の意図に して実業に就くものが多い 設されたこの 実業補習学校規程」 の教科を主とするものが圧倒的多数を占め、 グラズ地 と論じている。 方固有 ては、 工業関係は極めて少数であつた。 種 1 の学校をみれば、 悪弊コ 例えば京都府下 が制定され 即ち実業補習学校の目的 の内、 一感化セ が、 うて、 はいい さらに中学校や高等小学校 ては、 ラ 思慮薄弱 他はそのまま地 てから、 と の事例をみると、 いうまでも 明 主として工業部門 膫 在 全国 校中習と ナ であ ル そのうえ教 [各地 ガ なく農業関 は 商業関係 為メ 方に居 得 しか 井 K IJ 知 続 上文 一尋 ル ラ かゞ 0 ス

業補習学校規程」

が公布された。

これは二十三年改

IE.

「小学校令」第九条にもとづいて制定されたもので、

小

学の

年十一月、

第二次伊藤内閣の文部大臣

井上毅のもとに、T実

明治二十六

摘

したも

Ó

のような教育界の通弊を匡正する目的で、

野開 校教育と相並んで学理と技能を実際に応用せしめ、 山 纫 ク、 ケ ズ、 実 養 三概 蚕 盛ン 嘆ニ堪へ ナ ラ ザ ズ、 ル 次第有之候。」 田 畑 ノ収穫ヲ 增 それ サ ズ、 故 物産審 K Ш = 兀

ノ 旧

富源

ヲ培養増殖

ス

ルノサ理

ノ精神

ニ乏敷、

故ニ実業起ラ

ズ、

原家ル

法ヲ其儘

継

続

シ、

ヲ

応

用

シテ改

良進

歩

ヺ

 $\hat{\mathbb{Z}}$

国

テ実業ニ於ケルモ

亦然リ。

殊ニ農業ノ如

半

ハ従来弊習ア

貴重ノ道義及徳行忽チ地

ニ落チ、

名誉ヲ損フモ

Ţ

多ク、

随

校の目的は、 を求めるものであるとの訓令をだして、 ねるものとして理解され、 の欠陥是正という方向をうちだしたのである。 側も補習学校の設置は学校と日常生活、 般国民の生活に密着しえなかつた当時にあつては、 育振興の意図をもつていたのであるが、小学校教育すら一 殖を図り、 を開きたい』という如き動機にもとづくものが最も多か かご んらい文部省としては工員養成を中心とする職業教 あわせて地方の悪習を一洗するために補習学校 職業教育と小学校教育の補足という二途を兼 しかもむしろ後者に重点がおか 従来の小学校教育 教育と労働 結局補習学 文部省 の並立 つ

である。

れば尋常師範学校に於ける実業科すら、其教授する所は大 ではあるが実現が困難であることを述べ、 重の学力が不均衡で指導が困難であることなどを指摘する 訓導が兼務して職業教育の実効があがらないこと、 ために小学校教育を乱す惧れがあること、教員は小学校の において種 のがあつた。 実業補習学校規程」につい 々の批評が行われた。 また知識と応用の一致をめざす教育は緊要 ては、 即ち小学校に附設された 公布当時 従来の例によ から教育界 収容児

れるようになつたわけである。

前記のように、明治時代の教育史に一般的にみられた現象注意すべきことを論じたものがある。このような矛盾は、たりし観なきにあらず」といつて、実業補習学校においても、西洋流の知識と父祖伝来の習俗と相矛盾しないようにも、西洋流のもので、動もすれば本邦の実際に適合せず、折抵西洋流のもので、動もすれば本邦の実際に適合せず、折抵西洋流のもので、動もすれば本邦の実際に適合せず、折

合して、 治二十年代には儒教的な教学思想が近代的な国家主義と結 V が重視されるべきはずであるのに、 移していた時期であつて、 過し、欧化主義対国粋主義の論争も後者の優勢 と規定されていた。 L して応用に便なるものという立場から選ばれ、® 井上毅が、時の文相であるからなおさらである。 応不審とされるであろう。 こての修身の如きも「読書 ところで実業補習学校の教科課目はすべて実業に適切に F イツ 流の理想主義的観念論が優勢になり、 教育勅語が出されてから既に三年を経 明治教育史の通説によれば徳育 ニ附帯シテ教授 ましてや教育勅 かかる修身科の軽視は スル 語 に関係 のうち =トヲ得の教養 実際明 の深

て教育思想においてもヘルバルト派の人格主義・道徳主義

富 にも、 けに、 ある商業学校の場合をみてみよう。 様である。 人間 興を叫んだのであつて、 ら文部当局者は常に富国強兵の立場におい たわけではなかつた。 社会生活の物質的基礎を築くため わけである。 のである。 目的をもつものでなく小学校教育の補足として扱われ 国 強兵の立場 の完成というよりは、 修身科軽視の大きな理由が考えられる。 やはり英米流の啓蒙的功利主義的傾向を完全に乗 従つてかねて徳育の重要性を主張した井 これは後に述べる簡易農学校などにおいても このことに関連して、 K おい もちろん実業補習学校が独自 て矛盾なく実業教育をも しかも実業教育機関におい 技術的要員の育成 の具体的な努力であるだ つぎに中等教育機関で て実業教育 が また井上 期待され 推進しえた 上は、 ては 0 た点 教 0

同 た 全 振 毅

かつ忍耐

勤勉等を商業人特有の徳目として強調

倫理科設置を強制するも

り忠君愛国を掲げてはいるが、

文部当局者としては教育勅

語

の線

に則

している。 でなく、

まして現場の校長側からの発言には、

忠君愛国

におい 月の校長会議には文部書記官小山 学校長は、 大阪 て校長会議を開催するの 京都・名古屋・横浜 明治二十二年以来每年一 神戸など全国各地方 を例としたが、 . 健三が出席して校長の質 回東京の高等商業学校 二十六年 Ō 商 五

ない。

くとも実業教育の分野では、それが産業経済と結びつい

大学を頂点とする正系の学校教育は別として、

少な

. て

疑に対する応答をなしている。®

まず校長側

か

ら現行の

商

界において、

すべてがこうした傾

间

ĸ

変したとは思

b

礼

0

風

が盛

んになつたとい

われる。

しかしながら当時

の教育

ス」と答えている。 基下 業学校通則」(明治十七年一月制定)に対する不満が**表** 総括的意見が提出され、 これを廃して「商業学校令」の如きも 小山書記官は「倫理科へ成ルヘク之ヲ置キ忠君愛国 シテ商業者ニ必要ナ ついで倫理科に関する質問に対 ル 忍耐 |勤勉等ノ 徳性 Ø の公布 ラ義 を希望する フ 明され ヲ要 ヺ

て、

育

7

理に必須な学術を授けると同時に力を徳性の涵養に用 とが注意される。 て商業修身教科書編纂の件 よりは近代的な市民道徳涵養 商業学校は商業経営者を養成する所であるか すなわち神戸商業学校長提出 が上 の要求が強く出され 程され、 その理 b 由 0 議案 説 て 商 明 いるこ をし 務 Va な 経

四

出席、 技能ヲ進ムコトニ力ヲ用ヒ、 'n 以テ、 が、 う。 リス的 されるようになつたのは、 おける倫理教育を、 ナ 1 ている。 書を高等商業学校において編纂すべきである。 10 モ 味のことを述べている。 ル徳性ヲ涵養 ナリ ノト信 ……其ノ教養方モ最モ実際ニ適スルコトヲ努メ、 その中にも当時の商業教育についての見解が表明され 続いて五日の会議には井上文相が小山書記官を従えて 学校教育全般 テ順序立タル商業経営ノ方法ヲ学ヒ得ル 成瀬大阪商業学校長が代表として挨拶を述べてい な市民道徳の涵養を強調しているとみるべきであ 是非之レカ学校ヲ設ケテ 「我 ス。 何 々へ我商業ノ盛衰へ全ク此教育ノ消長 シ ニ ŀ ナ なければならぬと説い に忠君愛国の 同じく商業信用上の観点から取扱つ ハ我国 忠君愛国よりは、 後記の如く三十年代に入つてか 之レト同時ニ商業信用上大切 ニニテ 教養 狂 ハ英国 信的 セサ ラ 如 な道徳教育が強制 て、 ル ヲ得サレ ク商家 明らかにイ 商業学校に ノ便ナキ という意 フ丁稚 一因 専ラ

ナ ヲ

らと考えられるのである。

保護貿易と社会主義―国家主義を用いるのが至当であると

の同義語として用いている) 保護貿易 案を提議し、 を利用して朝鮮・上海・香港などに生徒を修学旅行させる を敷衍して、 学校校長事務取扱和田垣謙之は、 弁者の立場にあつたが、 つあつたのである。 英独を先頭とする典型的な帝国主義の時期に当つて、 圧倒スルノ勢ナリ」と訓示 綽名セラルル程アリテ其力ノ強大ナル、今日英国ノ商業ヲ 此貯蓄心ニ富ミ欧州 官僚は明らかに英独に追随して大陸侵略の日程を予見し を説き、 海外発展の気風を養い、 商人」を輩出する必要があるとい 商業上の徳義を養うことの外に第二に 井上毅の答弁も、 放任主義 「独逸ノ また修身科教科書編纂については自由貿易 海外発展の精神を養うために、 如 また高等商業学校長は由来文部省の代 丰 大綱においてはこれに賛同してい ノ『チャイニス』又ハ『ジュ ·社会主義 ハ最 この会議の議長を勤めた高等商業 「英国人ノ如 の比較をのべ、 ~~茲二 している。 (和田垣は社会主義を国家主義 翌六日、 V 留意シ養成 あたかも十九世紀末、 第三に貯蓄心の養成 . 「海面 ク世界ヲ横行 現今にお 井上大臣 夏期休暇など ス の思想」 ルヲ以テ皆 ا ا の談話 ス ては 政府 、るが、 即 ル ኑ

る

ル

ろ 书 け

ればならぬ。

しかるに今日の商業界のありさまは奇道謫

詐が多いので、

新商人を養成するために、

適当な修身教科

る。

商

の実習というような形で実社会と接触する場合には、

V

て

は制服とし

ての洋服

を着ているが、

それ

がひとたび

江

説 Va 以 てい 上の 会議

0

経

過

によっ

ても、

第

次

産業革命

0

進

展

を

戸

之レ 分けて、 組 ŀ ヲ 際つぎのような旅行日誌 を行 所 つ神戸製紙会社 には、 場を開拓する方向 商店の雑貨輸出 ことをう ス。 集メ之レ 随意遊 ヲ 日本精米会社等の近代工場を見学し、 紺 甲 ż 回生徒の修学旅行を実施していたが、二十六年六月 神戸方面 組十名 京都 난 風 · ヲ 甲 呂敷 歩ヲ許ス。 かご 商 から携帯した呉服 いうる。 国家権力の保護のもとに 之二組 取 = ノ者ヲ の状態や輸出入の手続きなどを見学 に修学旅行を行つてい テ 引の が、 Ш 包ミ交代 崎 実地 更ニ甲組ヲ二分 シ 明治十九年 商業教育におい = 造船所 分チ、 テ和 の記述が注意をひく。 体験を積ませるにあつた。 = 服ヲ着ケ • 負 甲 帯など織物類および雑貨 輸出茶再製所 創立 組ヲ十名ト シ · る。 シメ行 <u>ب</u> (۱) 朝 シ叉貨物ヲ二分シ の京都商業学校では ても意識され始め 鮮 その 旁ら生徒の組 商 ナ 学校教育に 中 ٠ 乜 シ乙ヲ九名 目的は質 国 生徒 **燐寸製造** シ に海 4 その 外 テ ₽ Z 百 /易 を か た 市

> 姿は、 営者 われ に局限されていて、 くらい低かつたために、 文物と同様に、 る 0 ХZ なる者から主として普及しはじめた。 懸隔 当時にあつて、 生活状態が江戸時代のそれと基本的な差別がみら ,時 0 る。 は 代さながら が甚だしくなつた。 指導者と目されていた。 伝統的 般の人民には親近感をもち難 单 なる服装だけ な和 官員・軍人・教員など政治権力の Ō 中等学校以上の教育を受けうる者は 和 服 商業学校に学びうる生徒は、 服 の丁稚姿が行商 17 支配者層との生活の現象面 0 風呂敷包みという姿をせ 小学校児童 問題ではない それだけにか そして大多数 K V の就学率も 必要 j のが 洋服 なゆ あつたと思 れ b えん 将来 b 極 座 ねば 他 0) め K れ 0 10 0) 制服 てあ 非常 て低 つら になら Ó t. な 民 西 経 け 衆 洋

V

県 ジ K 0 出 三至リ テ 修学旅行の風習とを明ら した ところでこの修学旅行 恰モ 従来 「旅行報告書」 行商ヲ 兵 ノ修学旅行 \pm 行軍 ナ ス __ 勿論、 異 独 K ナラ ij ょ 0 か 本校 れ 終了後、 ザ にすることができる。 傍ラ ば、 ル == そ 商工業ノ諸工場ヲ 限 ノ感アリ。 ラ 引率 0 旅行目的 ズ 各地 一教官 今回 商業学 カン b ح 校長 多観 そ 如 校 0 当 に提 奵 0 通 他 中 時

đ. 揮していることが注意される。 る。 兵式体操の導入による軍国 校令」制定以来、 も収益を挙げえたと述べている。一般に森有礼による「学 IJ 商 校ノ如ク特種 べ。 さえも兵士の行軍と大差ないありさまとなつていたのであ V の神戸に赴いて実習を行い、 むなく買いとる傾向 行商の実習を行つているが、 ノ点ニ於テハ甚ダ稀ナリキ。 急務 タリ。」 ヲ試ミタル所以ニシテ、近来此点ニツキ大ニ鑑ミル所ア ノ気風ヲ脱 ては、 しかし実業学校の如き実社会との接触の緊密な学校に 勿論兵士ノ風紀モ亦国防上欠クベカラズト 事実この報告書にもみえるように、 二七 その特殊性を自覚して現実的 と記 アラザ ッ ノ学校ニ在テ Ų 自然兵士ノ風 日本の学校教育は国家主義にお ルベキカ。 カコ があるので、ことさら縁故のない かる見地 の風が盛んになつたと説か へ此気風ガ養成スルハ 故ニ旅行中生徒へ後日商 しかもその実績は僅少ながら むしろ生徒の知己が情誼上や 之レ本校の修学旅行ヲ兼ネ行 政府の上からの近代化の政 からか ニ感化サ ねてより京都市内で ル 功利的精神 学校の修学旅行 ル コ ・雌ドモ ۲ 敢 33 ナ テ目 か シ を発 遠隔 礼 礼 1 人夕 本 7

> 策が、 では、二十年代にはまだこうした形でのささやかな抵抗を に対して、庶民の生活感情を比較的濃厚に伝える実業教育 教育の分野でも国家主義・軍国主義の風 を招 V た 0)

以テ後日ノ参考ニ供

スルコ

ጉ

タリト

亡

之レ

ラ実行

スル

Ŧ

示しえたのである。

年より二十五万円) 二十七年六月に「実業教育費国庫補助法」 上文相は第六議会にお 則として学校創設以後五年間、 各種の実業学校の設置を奨励することとした。② る中等以下の学校、 方針について協議した結果、 設置され、 島精一・小山健三らの文部官僚を委員とする調査委員会が 文部次官牧野伸顕を委員長とし、木下広次・木場貞長・手 **中** によれば国家の富強のために実業教育、 井 実業教育制度の全面的改革に着手した。 上毅の文相在任は約一年半の短期間であつたが、 欧米の報告書類を調査して、 の補助金を交付することになつた。 即ち主として地方経済の範囲に属する b て本法案の説明をしてい 従来の制度の最大の欠点であ 年間予算十五万円 将来の実業教育の 特に最下級の実 が制定され、 そのため かくて明治 るが、 **≘**+ 在任 まず 井 そ 原

扎

展に促がされ

て、

京都染工講習所

崎講習所・八王寺講習所など各地

の徒弟養成機関 足利染織講習所

が学校の

伊勢

名称を唱え、

多少とも施設を充実するに至つた。

但

し当時

代

職

人養成

の方法は、

数量的にみるならばもちろん江戸時

の旧慣を踏襲するものが圧倒的に優勢であつて、

師弟

0

市民が多くなり、

ことに実業家のおもなものは頻りに子弟

業生産力の増大を意図 れ も緊要であると強調してい 業教育を振興する必要があり、 は富国強兵の観点から実業教育に関心をもち、 したものである。 る。 日清戦争を目前 中でも工業教育の K して、 発達が最 ことに

I か

が

設立 あつたが、 とろで「徒弟学校規程」は第一条に「徒弟学校 に簡易農学校が遙かに多数開設されたのは当然である。 を注ぎ、 必要ナ 運営など、 ル 補助金交付も優先的に扱われたが、 教科ヲ授ク 補 助 政府は工員養成のための徒弟学校の育成に 金制 ほぼさきの実業補習学校の場 度 0 ル 施行 所ト ス と日清戦争前後の とある B か 4 教科課 軽工業 合と同様で はり全国 職 工タ の発 程 力 ع 的 ル

布され、

全国

各地

にこ

扎

らの

簡

易な実業学校が

続出するこ

では専門の職業教科と技術を授けることに重点が

実業教育として大きな進歩であつた。

具体的

な例

を

Ġ.

か

れ

のは、

二十七年七月に

簡

易農学校規程」

「徒弟学校規程」

が公

実業教育費国

庫

補 助法」

が制定され

7

カコ

ら

間

B

なく、

では、 知識を与えその準備教育を目的とするのに対 習学校が小学校教育の補助 ら技術を習得 契約のもとに七年前後親方のもとに奉公し、 が一般であつた。 組織的な学校教育がはじまり、 L けれども少なくとも染織業や 年季が明け 的性格をもち、 É お礼奉公をなすなど ことにさきの実業補 뀬 雑役の Ų 10 뱐 徒弟学 実業 0 0 かゝ 部 た 形 校

態 わ

L 助 要産業であつたので、 染工講習所を創立し、 京都にとつてみると、 7 を受けて経営に当つてい 市立染織学校が開設されるに至つた。 京都市 二十四年以来毎年市費千円ずつ 早く明治十九年 たが、 の染織業は古い 二十七年これ に京都 その 市 伝統をもつ 教育目的 を 南 市 I K 組 寄 0 合 は 補 重 附 かご

来適良 掲げられ、授業時数の大部分が専門科目に のみるべきものは して翌二十八年三月の報告によれば、 「本校へ主トシ ノ染工若 テ染織 7 ない ハ織工タ が、 両業ニ ル 近来実業教育 関 べ スル 干 省 1ヲ養成 必須 創設日浅 ノ教科 0 必要性を感ずる 充当さ ス ル所ト ラ授 く未だ成績 れた。 スピ يخز 将

125 (565)

ると記している。の就学を奨励しているので、本校の将来の発展を期待しう

はない。

ところがこのような初等実業教育機関と現実生活との密

される気運となつた際、葛野郡太秦村の京都府簡易農学校

例えば京都において府下一円に簡易農学校が設置

るものを簡易農学校の教科に含めたのは、 びに農業の組織に適切な経済事項を授ける方がよい』と指 ここにも明治の学校教育が西欧文明の輸入により翻訳的 の実情からみて確かに非常識であるといわねばならぬが、 おいて極めて稀有のことで、それよりも本邦農家の生計並 および管理とあるのも、 項目があるのは適切でない。また農業経済の部に農場組 された学科課程の中で、農産製造の部に麦酒醸造法などの が、それに対する文部省からの通達には、 は二十八年度より開設する計画のもとに文部省に出願した な性格をもつていたと称せられる一面がうか 麦酒醸造の如く大資本と大規模な設備を要す 農場制の如きは本邦一般の農業に 当時の農村生活 「申請書に記載 が わ 織

またこの簡易農学校の教育の実状は、

生徒が年齢十四

のである。

つて、学理よりも応用、 済界の発展にともなつて、一般民衆の生活に身近かな初等 評価は、 ヲ説キ所謂机上論者ヲ養成スルニ過ギズ」という世間的 ない。 農閑期を利して開くパート・タイムの課程や巡回講話も認 いるところに、民衆の日常生活と密着する点が認められる の実業教育に対する関心が高まつてきたことを示すのであ ような批判が加えられているのは、 方的ノ好教育ヲ施スモ、普通農学校へ漫リニ高尚ナ められていたので、一般農民に歓迎されたことも否定でき ほとんど直接の農事関係の知識・技能の習得に限定され、 歎せしめている。しかしながら簡易農学校は、その授業が 足ノ年少者ニ向ヒ、直ニ喰ハシムルニ専門学ヲ以テセ 歳尋常小学校卒業の資格をもつて入学するために「学力不 ス。渠レ焉ンゾ充分ニ之ヲ咀嚼センヤ」と学校当事者を慨 側面を伝えていると思われる。 「人或ハ曰ク簡易農学校ハ実習ヲ主トスルヲ以テ地 とのことをよく物語つている。 知識よりも技術に重点がおかれて なぜならばそれは産業経 いずれも正しい事実の 以上全く相反する ル学理 ント

デ とこ

r

'n

羋

1

0

面

における神秘的

•

非合理的傾向が強化さ

北 1

は主として中等程度の実業教育機関を対象とするに至つた。

ろがこのようにして危機

の意識

が高まるにつ

れ

て、

ح

れに包括されることとなつた。

そのため

六

治

一十年

代には政

一府の欧化主義政策に対抗する民間

0

的

争後、 政治 官僚統制が強化されるようになつた。 ٤ 面 の点で政府支持 [粋主義] をもつてい 国粋主 Ó 償 社会の不安動揺が顕著になつたときである。 時 金 的 的 の流入と銀相場の下落とに刺激された二十八 義 一張が、 好 た。 ۰ 況 玉 の方向 [家主 しかし日清戦争前後から三十年代に 続いて三十・ 応政府 に転換され、 一義の主張は海外侵略による の専制支配に対する 三十一年の それだけ教育に対する もちろんこの時期は 反動的一 国権 批 日清戦 不 判 況 . なる 伸 的 張 側

制

かゝ

かる国家主義の風潮のもとに明治三十二年二月に

以

Ŀ

を明ら

が

K

.

して

V

実 る。

内閣 内閣 が激 間 さら まりにつれ 題 更迭が起つたのも、 成立 化したのであつて、 に三十三・ 労働運 か て政府 ら三十四年六月の桂内閣 動が深刻になつていつた。こうした危機 四年の恐慌と、 • 政党をめぐる支配者層内部 例えば三十一年一月の第三次 ح のととを明瞭に物語つてい 経済界の激動のうちに社 成立 ころまで頻 の対立 K たる 伊藤 抚 る。 0 争 漈 会

> 事実、 育論も 抽象的訓誡がもりこまれ、 ていたが、 影を奉安して てから約十年を経過した三十年代におい るのであつて、 な している事実などは、 国 また各学校の校訓や生徒心得に国体観念にもとづく 体論 一層 狂 このころから新規の下賜や複写が激 が強調されるようになつた。 V 信的要素を加味してきたのである。 た学校は、 教育の分野でも家族国家観 生徒の校内外の生活を厳重に規 各府県の代表的 一の傾向 教育勅 て、 な数校に限られ にもとづく神 忠君愛国 増 語 従来御 かご て 出 され 0) 徳

年三月には 図つたもので、 船学校・実業補習学校などについての法律的 関する規準を一定し、 業学校令」 とづいて詳細 ここに明治の実業教育制度は一応完成され、 が制定され 「専門学校令」 な諸実業学校規程が 徒弟学校は工業学校 工業学校 た。 が公布されて高等 ح れは 農業学校 従 制定され、 来の 0 種とみなされ 個 ·商業学校 **た** の実業教育は 続 またこれ な整斉統 の実業学 V て三十 Vζ を

実業学校令」

導者たるべき教育を可能にしていたのに対し、「実業教育よび「専門学校令」が、首尾一貫して、いわば支配者・指れていた。「帝国大学令」「高等学校令」「中学校令」お規定されていなかつたために、いわば頭打ちの状態におか

る如き事は嫌悪するの習慣なり。是れ等は我国の工業上頗国の少年は多く袴羽織の官吏を望み、実地の職業を手に取大学に至る正系の学校教育にあこがれた。文部大臣が「我ではなく、立身出世をめざす多くの青少年は、小学校からこのような差別観は究極において実業教育を盛んにする途

伝されたのは、

既述の如く内外の危機の意識に促がされ

この時期の教育界を通じて人物養成、

徳性涵養の必要が宣

令」は被支配者・技術者の養成を目的とするものであつた。

の罪であつた。

② はままである。 と演説して、 実業教育不振の責任をあるのの責任なり。」と演説して、 実業教育不振の責任をおのの責任なり。」と演説して、 実業教育不振の責任をおりる。

く現われている。日露戦争のさなか、三十七年八月に開かな規定を立て、それだけ教育に対する国家的規制の面が強学科目の排列や教室・実習場・器具・備品に至るまで詳細つぎに教育内容についてみるならば、「実業教育令」は

ハ、今ノ教育法ノ最大欠点ナリ」と徳性涵養を叫んでいる。物トイフコト信義ヲ重ンズトイフガ如キコトニ注意ノ薄キめに実業教育の必要性を強調するとともに、「我国ニ於テ次官木場貞長は講習会終了式に挨拶をして、戦後経営のた

て受容されていることが注意される。資本主義興隆期のイかつその商業道徳の内容は、日本においてはよほど変形し英同盟の締結についての政治的顧慮にもとづく点も多く、どの商業道徳が模範として引用されてはいるが、それは日との商業道徳が模範として引用されてはいるが、それは日点が多い。その際実業教育の面では、しばしばイギリスな点が多い。

的遂行への従属性が次のようによく表現されている。 表裏一 えられたことが明瞭である。 という叫びは、 が ギリスにおいては市民社会の歴史に支えられた個人の完成 めざされたが、 体をなして展開しているだけに、 特に国家的要請に対応すべきものとして考 日本の資本主義は軍国主義的海 木場次官の 訓示に 徳性や人物の涵養 外発展と 玉 H

文部

れた文部省主催の実業学科教員夏期講習会において、

は、

ح

0

時

期

に女子の実業教育が

盛んになつたことで、

子技芸学校、

女子職業学校などの名称のもとに職業教育

業学校 本帝 ノナ ノ双 ・フアリ°L 肩 V 国 ガ 実ニ 戦勝 ア ý 戦後経営上ニ直接貢献ス 効果ヲ永遠 所 謂平和 ノ責任ヤ重シ ノ戦 = 争 収 ŀ メ 得 イフベ 銃剣ノ ル ル ۲ 戦争 シ。 否 コ ٢ ……今日 至大至剛 ハ 懸テ 継 Ŋ 実業者 べ ナ 丰 実 ル モ

產

ŀ

モ

べてことに不完全であり、 業学校がこれについ 政府が最も関心をもつていた工業学校は他 校の中、 必ずしも実質的 ところで「実業学校令」 依然として農業学校が最も多数を占め、 な発展をともなわず、 だ。 その設備も比較的 制定後も、 かつ教員の不足に悩まされ 制度としての整 全国約三百の実業学 の実業学校に 改良はされ 商業。 たが 斉は 7 比 工 Va

十四校という数を示して 府では三十七年 内容をもつて 全国的 習学校が激増し、 にみれば小学校および実業学校に附設され の調 V た た 査では四十四校、 土地 B v K ් ල の情況に応じて比較的自由 般 それとともに注目される に歓迎され 四十年 た。 · の調 例 えば 査では六 京都 な教 た実 0)

最もよく暴露されてい

るのである。

さて文部省では

「実業学校令」

制定直

上後、

実地

教育

0)

任

労働強化 に開 たものであるが、 教えようとしたものであつた。これらはいずれも婦女子の 業を振興しようとしたものである。 を収容 ようとしたところに、 いう理由 の労働力を用い ヲシテ各其職業ヲ与ヘバ、 された天田郡立女子工芸学校は、 知山 力 へ、 設され ラ増 町 地 方ノ によつて農村不 により、 のばあい 進 た何鹿郡立女子実業学校 その設立目的は ス 風教 ル て製糸・ それを封建的 と同様で、 助 裁縫・手芸はじめ農蚕業の新し ト経済上最モ アタラ ح - 況打開 0 機織を盛んにし、 ン (3) 時 他 「冬春二季 期 「往々女子ヲ というように、 ノ産業ヲ興起セ にお 留意 な婦女観によつ の一方法をみい 染織科 ける 四十 スベ \$ 二空手徒過 実業教育 丰 年に京都 生徒定員百 事 シ 0 衰微した郡 テ徒 設立 項 農閑 シ メ て正当づけ だそうとし 0 シ 食 府 期 那 V 0 性格 技術 テ® 趣 綾 乜 の婦 内 ル 八十名 旨は 部 内産 ジ生 婦 シ لح 4 町

福

ル

とそれに対する校長会の答申が行われた。 業学校長・工業学校長の会議を召集し、 にあるものの意見 を求めるため、 相ついで商業学校長 文部省からの それによれ ばエ 諮 農

行うものが多くなつた。三十七年に京都府福

知

山

MI

に開

設 を 女

129 (569)

た。 も経歴も区々であり、 目を規定して中等程度の実業教育を施すもの、 を答申している。 現行の徒弟学校をさらに乙種工業学校と、貧民の子弟を収 従来の徒弟学校とに分けて取扱つているが、 の生活と直結するという特色をもつべきものと期待され りうるわけである。 らず、場合によつては甲種よりも高い内容をもつものがあ 0 の状況によるパート・タイムの自由な施設で、 種に分けているのは、 種に分け、工業学校は徒弟学校と相対して実質的に甲乙二 省が「実業学校令」において農業学校・商業学校は甲乙二 は、 容し義務教育に代用すべき低度の徒弟学校とに分けること 校教育にこのような貧富の階級による差別を設ける考え方 地方産業に適切な一科または数科を置きうるものであつ との時期に一般にみられた傾向である。 従つて乙種の教科が甲種のそれより低度のものとは限 しかし実情は校長会の答申のように、全くこの趣旨 これは文部省に採用されなかつたが、 即ち甲種は学理を重んじ、 甲種は全国画一的に入学資格と学科 その教科目も網羅的ではなく、 がんらい文部 校長会議では 乙種 生徒の年齢 乙種は地方 は地地 学 方

> が理解されず、 うな制度の実施面における混乱は、 の関係にあるものとして誤解されていたのである。 甲種は中等、乙種は初等というように上下 実業教育の不振の一因 とのよ

をなしたものと考えられる。

業学校に関しては「実業学校令」で中等程度の工業学校と

はあつても、 は役立たぬものが多い。 支払つて外国から織工まで雇入れているが、 である。第一の点についていえば、実業学校が必ず実習場 育がわが実業界に及ぼせる効果について楽観説をとること る。 は実業学校の実習を畳の上の水練と評してい を附属させるために高価な欧米の器械も備え、 の経費を必要とすること、 は微々として振わない。 はできない。実業学校は近年著しく増加したが、その効果 衡である。寺田勇吉が明治四十二年に発表した「実業教育 は学校教育と実社会の実業界との間にみられる著しい不 の根本的改革論」は、 しかしながら日本の実業教育の不振の原因は、 その所論の要点はつぎのようである。 時間と経費を惜しまず経済を度外視して作ら かかる不均衡を鮮やかに指摘してい 学校で精巧な製品が作られること その原因の第一は実業学校は多大 第二は修業年限が長すぎること 『自分は学校教 る位に L かも世間 かつ高給を 根本的 に実用に 均

7

改 は実地 T ツは学校経費を節約 た必ず実地 て学理を学ぶので、 て実習場を備えている所はほとんどない。 革をなす必要が 「実業界に貢献してい 0 経験者が改 の経験者を採用 あ る。 」 大い しながら、 à る。 Z k 日本 してい 効果があがつてい <u>.</u> 年 も速かに実業教育 L る。 ・の短期 かも非常な好結果を収 かくの 間 実業学校に入つ 如くしてド る。 教員もま の根本的 8 1

ツ 礼

の実業教育を視察したところでは、

学問

しかしドイツ のみを教えて

سک

たもので、

実業界に貢献することは

少な

自分が

F

1 V

様式 ある して など な発展をとげた。 封建社会における技術的 張 たように、 R ĺZ 產業資 程度組 0 は、 の個人的 倣つて直ちに日: のようなか 展開 大きな論理の につれ 本 織 工場と学校の間に密接な関係が存在するので 的 主義の発展にともなう工場工業の なもの なギ れ 従つて寺田勇吉がドイツ て、 の観察および K 本に、 ル 実業教育は社会的要求の F 委ねられ 飛躍があると考えられる。 į, 0 訓練が家庭生活ない 訓 同様の制 練 推論は の方式がとられてい 7 V たが 度を施行 二応正 のば 彐 L し 1 せよとい もとに 近代的 は年季 あ П V V ッ 日本では が K パ た。 観察 頭著 では 奉公 う主 生 ۴ 產 ま 1

> あるが、 る。 は西 だい 戦争 より、 ある。 きたというように、 との結合の密接な企業が近代化の先頭を切つて て実業教育制度も同じく政府 従つて従来明治教育史におい [欧のそれを採用しなが K 盛 日露戦争前後の産業革命におい 西 ところが日本では近代産業自 産業革 [欧文化 んになつたとはい 命 の移植の結果として推進され 0 単純 進行 な因果関係を設定して解 の結果とし 5 え、 0 富国策によつて、 上から誘導されたもの 官営工業な て説 体が て実業教 かれ 、ても、 政 てい V 府 育が発達して 民 L て 0) ることでは 勧奨政 間 V は政治権 釈する 制度的 る。 企業が る。 ごであ そし 日 策 0 K 万 L 清

府当局 点に 触し、 めである。 わらず、 0 ともに上か 備に幻惑されて犯した誤謬である。 両 者 混 者 乱が 新しい制度や法規を設ける場合、 K 十分の は の方針は常に工業教育重点主義であ 寺田勇吉が 内 ら強制され 起るのは通 面 効果があがらなかつたのは、一 的 なっ ながり カュ て推進されたものであるために、 例である。 か る前提条件を無視して、 を欠如 産業革命も実業教 後進国 L 7 その V た が先進文明と接 解 つたに つはその 井 釈や実施 L F 毅 育も 6 ィ カュ た ッ か 政 0

は誤りであるとい

わねばならぬ。

そ

れは制度の

表

面

Ŀ

0

整

131 (571)

は、 の制度をそのまま移植して実業教育の改革を叫んでいるの その主張自体観念的・講壇的であることを免れ れない

やはり後進国としての先進文化受容の態度が、 いにも現われているということができるであろう。 カユ れ のば

註

- (1) けるところで、 「学制」第二十九章。 多く夜学である。 諸民学校は職業をもつものに学業を授
- 2 文部省「日本教育令草案」第二十五章。明治十一年五月十四

日上申。

4 3 文部省「教育令改正案」第二条。 「改正教育令」第八条に「農学校ハ農耕ノ学業ヲ授 商業学校ハ商売ノ学業ヲ授クル所トス、職工学校ハ百工 明治十三年十二月九日上申。 ル 所

0) ベシ」と規定し、 設置シ、 改正の際、 の立場から職工学校を重視しようとしたが、元老院では農工商 職芸ヲ授クル所トス」と規定している。文部省は近代工業育成 通念により農学校・商業学校を追加したのである。 又農学校・商業学校・職工学校其他専門学校ヲ設置ス 第三十一条に「各府県ハ土地ノ情況ニ随ヒ中学校 官立以外に公立の中等程度の実業学校設置制 なおこの

(5) 小学校令」第九条。 主として工場労働者の養成を意図したものである。 徒弟学校とはほぼ前の職工学校と同じ

の意図を示している。

7 「中学校令」第三条 6

小学校令」第六条

- (8) 「中学校令」第十二条
- 9 所収) 手島精一 「実業教育の振興」(明治十九年、 雑誌 「教育時論」

(明治二十二年、

雑誌

実業

(11) 浜尾新「実業補習教育の必要」

あ

- 教育」所収)
- (11)

浜尾新、前掲論文。

- (12) 盛、 ら職工まで皆教育あるものを用い、 年、雜誌 われる。 も入説して「実業教育国庫補助法」の制定をみるに至つたとい 寺田勇吉「実業教育方針—初等実業教育振興」 実業教育の急務を説いたが、 国家の富強の原因となつていることを論じ、 「実業教育」所収) 寺田は二十三年欧米視察から帰国 特にドイツの工場が工場長か それがドイツの工業界の隆 井上毅文相に (明治三十
- 13 収 京都府庁蔵「各省伺上申並往復 「農業補習学校設置之義請 願 (明治二十八年)

学務課」

所

- (15) 11 明治二十六年十二月、 明治二十六年十一月二十二日、 雜誌「教育時論」 文部省訓令第十二号。 所収の評論
- (16) 「実業補習学校規程」 第五条~第七条
- 17 同前、 第四条。

(18)

(19) 同前、 五月三日の会議の条

治二十六年五月商業学校校長会議報告書」

京都府庁蔵「商業学校一件(明治二十六年)学務掛」

所収

明

- 20 同 前 所収 五月五日の会議の条 実地練習ヲ兼神戸修学旅行日誌

(21)

同前

- 2 六宛) 同前 所 収 教諭斎藤軍八郎報告書」 (京都商業学校長大坪 檶
- 23) 所収) 牧野伸 顕 実業教育五十年史」二三八頁所収 「実業教育の奨励」(明治三十二年雑誌 「東京府下木工 「実業教育

24)

文部省

金工年期徒弟の現状

25) 亞院染織学校一件、学務掛」所収「京都市染織学校設置要項」 京都府庁蔵 京都府庁蔵 「市立学校一件 「明治廿七年中、 (明治廿八年) 学務掛」所収「京 上下高等小学校美術工芸学校盲

都

市染織学校功程

- 27 明治二十八年三月八日付。 部省通達」専門学務局長木下広次より京都府知事渡辺千秋宛。 京都府庁蔵「簡易農学校一件(明治廿八年)学務掛」所収 文
- 29 29 道に提出された「本校組織変更ニ関スル上申一 所収、 京都府庁蔵 京都府簡易農学校長佐藤代吉より京都府知事山田信 「府立学校一件 (明治三十一 年一 月以降) 学務

- (31) 30) 文部次官演説大意 京都府庁蔵「教員講習 菊池大麓 明治三十 の演説 四 年六月三日、 (明治三十七年) 全国工業学校長会議における文部大 学務部」 所 収 木場
- 33 1 ギリス人の独立心や円満な常識を賞讃している。 例えば明治三十五年、中学校長会議における菊池 文相 0 訓 示。
- 七年)第三課」および「補習学校 京都府庁蔵「実業補習学校一件 (明治四十年) 学務課」 (自明治三十五年至明治三十

所収

一京都

(34)

(33)

⑪に同じ。

35

- 府美田郡立女子工芸学校取調書」 京都府庁蔵「工業学校(明治三十七年)学務課」
- 36 子実業学校設立之義ニ付稟請」 京都府庁蔵「農業学校(明治四十 生 学務課」 所 収 「郡立女
- 明治三十七年三月八日、 文部省「実業教育五十年史」四二六頁 文部省訓令第五号。

(38)

37

(39)

文部省 「実業教育五十年史」四四二頁 achievements, we take up some points and examine the studies of *Kazan* and *Kokan* on the western learning, especially *Kazan's*, among those who criticized the politics and society of the day from each standpoint by their achievement of the western learning as a current of its history.

Development of the Vocational Education in the Later Meiji Period

by

Masaru Tokinoya

The modern educational system in Japan was better organized with the intensification of political control by the Meiji administration by which many, especially higher, educational institutions were established, to train the leaders of the new age. Therefore, there were many frictions and discrepancies between the European school educational system and the general public. This was much more accelerated by the fact that the public still ived in the feudalistic rural society. In this respect, there are many questions because of the close relation of the common life with the common education as well as the vocational education. As a part of the productive and industrial enterprise policy, the government endeavoured to foster the higher institutions of vocational education early in time, and established for the first time the lower vocational schools all over the country since the first industrial revolution after the Sino-Japanese War. Even in this case, in spite of the government's encouragement of establishing technical schools for the modern industry, actually agricultural schools commanded a majority and many of them were established as a supplement of elementary school curriculum. The discrepancies between one system and its actualization are remarkable in case of the rapid transplantation of advanced civilization.

The growth and reconstruction of the Yuaikai. (友愛会)

by

Takayoshi Matsuo

The Yuaikai, (友愛会) whih had become afterwards the Japanese Federation of Labor, is the immediate ancestor of the labor move-